証券コード　7162
平成28年６月８日

ASTMAX
株　主　各　位

東京都品川区東五反田二丁目10番２号
アストマックス株式会社
代表取締役社長　　本　多　弘　明

第４期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびの熊本地震により被災されました皆様に心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第４期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月24日（金曜日）午前10時00分
2. **場　　所**　東京都港区六本木一丁目６番１号　泉ガーデンタワー７階
コンファレンスセンター　ROOM4+5
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**

報告事項
(1) 第４期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第４期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.astmax.com）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.astmax.com）に掲載させていただきます。

［添付書類］

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1.　事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成27年４月１日～平成28年３月31日）における金融市場は値動きの荒い展開が続き、投資家のリスク回避の動きから株式、商品などのリスク資産が下落し、安全資産と見做される債券が買われる結果となりました。

株式市場は、期初は堅調に推移しましたが、ギリシャ問題や米利上げ観測、また、中国株急落などを受け６月以降は軟調に転じ、８月の人民元切り下げを契機に世界的な株安が進みました。第３四半期には株式市場が反発する局面もありましたが、年明け以降は、中国リスクや原油価格の一段安などから世界同時株安が加速しました。原油価格が反転した２月半ば以降年度末にかけては、米追加利上げ観測が後退したこともあって株価は反発基調を辿りました。

国内株式市場は、業績改善見通しを背景に当初堅調に推移し、第１四半期の日経平均株価指数は２万円台での推移が続きましたが、世界的なリスク回避の動きが加速した８月以降は下落に転じ、９月末には一時17,000円を割り込みました。第３四半期の反発局面では20,000円台を回復する場面もありましたが、12月以降のリスクオフ局面で世界的な株価急落に連れ安となり、２月には円高の進行も嫌気され一時15,000円を割り込む水準まで下落しました。年度末にかけては、原油価格の回復傾向から過度なリスク回避姿勢が後退し、日経平均は17,000円を窺う水準まで反発しました。

債券市場は総じて堅調に推移しました。行き過ぎた金利低下の巻き戻しなどから、主要先進国の長期国債利回りは期初に急速に上昇（価格は下落）しましたが、６月以降は安全資産として買いを集め、国債利回りは低下に向かいました。米利上げ観測が高まった10月以降に債券利回りは再び上昇しましたが、年明け以降のリスクオフ局面では再度低下に向かい、２月半ばのリスクオン局面で一旦上昇した後は、米早期追加利上げ観測が後退したことなどから再び低下基調を辿りました。当期末の主要先進国10年国債利回りは、北欧諸国と欧州周縁国を除いた全ての市場で前年度末比低下しました。社債の信用スプレッドは、原油価格の下落とともに資源セクター主導で拡大し、特に年明け以降は急拡大となりましたが、原油価格が底入れとなった２月半ば以降は縮小基調となりました。

商品市況は軟調に推移しました。原油価格は期初こそ堅調に推移したものの、軟調な需給見通しからその後は下落基調を辿りました。12月のOPEC総会で減産合意に至らなかったことから下げが加速し、年明けのＷＴＩ先物価格は一時30ドル割れまで下落しましたが、２月半ばに底入れした後は年度末にかけ40ドル台まで反発しました。金価格は、米ドル高が進むなか軟調な推移を続け、米利上げ観測が高まった10月以降に下げ足を速めました。しかしながら、世界的な金融不安が高まった年明けのドル安局面では急反発に転じ、年度末価格は1,200ドル台と前年度末比上昇して期を終えました。穀物価格は、北米産地の洪水などから６月に急騰する場面もありましたが、作付面積の拡大や作柄改善などにより７月以降は緩やかな下落基調を辿りました。非鉄金属はドル安が進んだ５月に高値を付けた後、中国経済に対する不安感等から下落基調を辿りましたが、年明け２月以降のリスクオン局面では小反発して期を終えました。

当社グループの中核事業の一つとなった再生可能エネルギー関連事業に関しては、「再生可能エネルギーの加速度的な利用促進」がわが国のエネルギー政策の基本の一つであることについては、何ら変更がされておらず、温暖化ガス排出抑制の強化政策とも連動して、更に積極積な推進がなされる見込みです。しかしながら、「太陽光発電」については、「再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）」に基づく買取価格が、平成26年度の32円（税抜）から、当連結会計年度には、29円、27円と更に引き下げられました。景気回復及び震災復興事業による建設業を中心とする人手不足は継続しており、発電設備建設コストが高止まりする中、新規案件で、投資が期待する利回りを確保することは、より難しくなってきております。

このような市場環境及び経済環境等のもと、当社の当連結会計年度の営業収益は3,035百万円（前年同期間比1,365百万円（31.0％）の減少）、営業費用は2,747百万円（前年同期間比1,073百万円（28.1％）の減少）、経常利益は160百万円（前年同期間比394百万円（71.0％）の減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は159百万円（前年同期間比353百万円（68.9％）の減少）となりました。

セグメント毎の業績及び取組み状況は次のとおりです。

(1)アセット・マネジメント事業

当事業は、主にアストマックス投信投資顧問株式会社が推進しており、金融商品取引業と商品投資顧問業を行っております。

当連結会計年度においては、世界金融市場が値動きの大きい展開となる中、４月は新年度入りに伴う投資家の利益確定の解約等により、運用資産残高が減少する場面もありましたが、本年度の新たな投資方針等に基づく投資信託の新規設定や既存の投資信託への追加投資の動きもあり、運用資産残高合計は６月末時点で前連結会計年度末比183億円増加の2,657億円となりました。７月に入ると投資家による解約等の動きも見られ、運用資産残高が減少する場面もありましたが、８月以降は投資信託の新規設定等を背景に運用資産残高は再び増加に転じ、９月末の運用資産残高は前連結会計年度末比390億円増加の2,864億円となりました。10月以降も投資家の積極的な投資姿勢が継続したことなどを背景に運用資産残高の増加基調が続き、11月末の運用資産残高は3,328億円を上回る水準となりました。12月以降は投資家の利益確定等の解約が新規投資及び追加投資等を上回り、2016年２月末の運用資産残高は3,000億円を下回る水準まで減少しましたが、３月に入ると既存の投資信託への追加投資の動きもあり、当連結会計年度末の運用資産残高は前連結会計年度末比553億円の増加の3,027億円となりました。

なお、当事業では、当連結会計年度において、海外業者との提携によるセカンダリー・ファンドのビジネス、大学発ベンチャーキャピタルの運用事業など、新たな事業の展開を開始しております。

運用資産残高が当連結会計年度を上回る水準で推移したことなどから、営業収益の総額は前年同期間比で大幅に増加しました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は1,677百万円（前年同期間比577百万円（52.6％）の増加）となり、セグメント利益は344百万円（前年同期間比264百万円（334.0％）の増加）となりました。

当事業では、投資信託の販売会社並びに国内外の運用会社等との協業を通じて運用資産残高の積み上げに努めるとともに、事業ポートフォリオの分散化及び多様化、収益基盤の拡充にも取り組んでまいります。

(2) ディーリング事業

当事業は、主にアストマックス・トレーディング株式会社（以下、「ASTRA社」という。）及びアストマックス・エナジー株式会社が推進し、東京商品取引所、CME、ICE等、国内外の主要取引所において商品先物を中心に、金融先物、現物株式等を自己勘定取引にて行っております。

本項の冒頭で説明されている市場環境の中、当第４四半期の商品市場の取引は活発でありました。当社の主力取引である商品裁定取引を多く行う東京商品取引所の取引高・取組高も、原油市場やゴールドスポット100市場での活況を受け比較的高い水準での推移となりました。特に年末から２月にかけての原油市場の価格変動が大きく、それに伴い国内原油市場には東京証券取引所上場のETNを通じて取引資金が流入し活発な取引となりました。当事業の中心戦略である裁定取引は収益機会を捉え、一定の利益を上げることができました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は912百万円（前年同期間比64百万円（7.6%）の増加)、セグメント利益は119百万円（前年同期間比２百万円（2.0%）の減少）となりました。

当事業では、第１四半期末までに管理システムの刷新を完了しておりますが、今後とも経費節減に努めると同時に、ディーリング資金の効率的な運用を行い、引続き高い収益力を目指す所存です。

(3) 再生可能エネルギー関連事業

当事業は主にASTRA社等が推進しております。当事業では主として再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業を行っております。

再生可能エネルギー関連事業につきましては、進捗状況につき継続的に開示しておりますが、当連結会計年度における同事業の進捗状況は以下のとおりです。

＜太陽光発電事業＞

① 茨城県石岡市　出力規模：約0.7メガワット

太陽光発電設備の建設は平成27年３月に完了し全13区画中６区画の売却及び引渡しが済んでおりましたが、電力会社側の工事が完了する平成27年11月の設備引渡しに向けて、残る７区画の内６区画を平成27年７月に、１区画については平成27年10月にそれぞれ売買契約を締結し、すべての区画の販売が完了しました。なお、今期販売の７区画の設備売却による収益は、設備の引渡しが完了した平成27年11月に計上しております。

② 栃木県佐野市　出力規模：約1.1メガワット

当初の計画に比べ太陽光発電設備の建設が遅れておりましたが、平成27年10月28日に完工し、翌29日に売電が開始されました。本案件につきましては、地元金融機関である株式会社栃木銀行との間で金銭消費貸借契約を平成27年８月26日に締結、平成27年８月31日付で同行より融資が実行されました。また、本案件は、当社グループとしての事業リスクを限定するために、SPC（特別目的会社）及び匿名組合契約（ASTRA社を出資者とし、SPCを営業者とする契約）を使った投資スキームを利用しております。なお売電開始後、SPCによる売電事業並びにASTRA社による同サイトの管理・オペレーション業務を開始いたしました。

③ 熊本県菊池市　出力規模：約7.8メガワット

本案件につきましては、平成27年８月に工事計画届が受理され、平成27年９月に造成が完了、同月より太陽光発電設備工事を着工しております。本案件の運転開始は、平成28年８月を見込んでおります。

④ 茨城県鹿嶋市、神栖市

他社開発である茨城県鹿嶋市、神栖市の50キロワット低圧太陽光発電設備各１区画を投資家へ紹介し、紹介料を平成28年３月に計上しております。なお、売電開始後、ASTRA社による同サイトの管理・オペレーション業務を開始いたしました。

＜その他＞

ASTRA社では、ベースロード電源である地熱等を利用した発電事業への取組みを進めております。このうち地熱発電事業につきましては、宮崎県えびの市尾八重野地域において、地元の方々のご理解を得ながら、２メガワット規模の試掘井掘削の手続きを進めており、来年度の掘削を予定しております。このほかに、100から300キロワット規模のバイナリー発電と呼ばれる小規模地熱発電の事業化についても取組みを進めており、大分県日田市で地表調査を実施しております。一方、北海道八雲町鉛川地区における２メガワット規模の地熱発電事業につきましては、地表調査を平成28年２月に完了いたしましたが、パートナー企業との協業解消に伴い、来年度以降、本事業から撤退することといたしました。本年度における、本撤退にかかる損失の発生は軽微且つ限定的です。

また、当社より長万部地方創生事業に係る調査業務をASTRA社に委託し、平成28年３月に調査報告が完了しております。

さらに、ASTRA社は、平成28年４月からの電力小売自由化を見据え、平成28年３月に小売電気事業者の登録を完了しております。

なお、平成27年11月19日付で開示しましたとおり、ASTRA社では新たな展開として、平成28年４月より自由化される日本の電力小売市場において電力小売事業を行う企業様をサポートするシステム及びサービスの提供に取り組むべく、アストマックス・エナジー・サービス株式会社（以下、「AES社」という。）を平成27年11月に設立いたしました。AES社では、米国のエネルギー小売市場向けアウトソーシング・サービス提供のリーディング・プロバイダであるEnergy Services Group, Inc.と業務提携し、電力小売事業者の皆さまのニーズに応えるサービスのご提供に努めてまいります。当連結会計年度は、本格的な事業展開のための準備期間と位置付けております。

再生可能エネルギー関連事業においては、前述のとおり、茨城県石岡の小口分譲案件を平成27年11月に完売、また平成28年３月に50キロワットの低圧案件２区画を紹介しましたが、その他の売却を計画していた太陽光発電設備等について、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」上の権利を保有しているものの、土地の開発に係る手続きに遅れが生じている案件の売却が予定どおり進みませんでした。加えて、電力連系の実施時期が大幅に遅延する可能性が高まったこと等により、再生可能エネルギー発電事業への新たな投資を見直す投資家も現れたこと、現在開発中である発電所の先行コスト（建設コストを賄うための銀行借入に対する諸手数料や金利負担等）や電力小売事業者様向けの事業のコストを先行して負担していること、また、平成28年３月期においては、太陽光発電設備の減価償却方法について定率法を採用しているため、定額法に比べて各設備の事業開始当初のコストが大きくなっていること等がセグメント損益に影響を与えております。

一方、平成28年３月31日付で開示しましたとおり、官民ファンドである一般社団法人グリーンファイナンス推進機構から当事業開発案件への出資を受けることを決定しました。平成29年３月期に、再生可能エネルギー関連事業として保有している持分の一部を当該ファンドへ売却する予定ですが、本案件においては、売却時に一括して利益を計上する契約形態をとらず、今後、当該ファンドの管理報酬等の一部として当該ファンドの運営期間に収益を認識する契約形態となっております。

上記の通り、現時点におきましては、当事業開発案件に関して、売却時に一括して利益を計上することが確定している具体的な案件はございませんが、太陽光発電設備のセカンダリー市場（中古売買市場）での案件取得や譲渡を行うこと及び、売買仲介を行うこと等を含め、今後も継続して期間利益の獲得を目指してまいります。平成29年３月期より太陽光発電設備の減価償却方法を、定額法へ変更する予定です。

なお、前述いたしました電力小売事業者向けの事業は平成29年３月期より新たなセグメントとして再生可能エネルギー関連事業セグメントから独立する予定です。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は461百万円（前年同期間比2,009百万円（81.3％）の減少）、セグメント損失は302百万円（前年同期間は364百万円のセグメント利益）となりました。

当事業では引き続き新規案件への投資機会を追求しておりますが、当社グループによる設備の継続保有と開発案件設備の売却とのバランスを取りつつ、投資資金及び期間利益を確保していく予定です。

上記、セグメント利益又は損失は連結計算書類の経常利益と調整を行っており、連結会社間の内部取引消去等の調整額が含まれております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等といたしましては、太陽光発電設備の設置を行い、一部設備の売却をしております。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは今後更なる事業及び収益の拡大を図るために、以下の課題に取り組む所存です。

(1) 経常利益及び税金等調整前当期純利益の確保

当社は、上場企業である持株会社として、「収益力を高め、利益を拡大して、企業価値の向上を目指すこと」並びに、「継続企業として、将来にわたってステークホルダーに付加価値を提供し続けること」を目標としております。

２カ年計画の１年目である平成27年３月期は、全ての事業において経常利益及び税金等調整前当期純利益を確保することができました。２カ年計画２年目の平成28年３月期は、アセット・マネジメント事業で大幅な増収増益を達成したほか、ディーリング事業でも前年並みの黒字を確保しましたが、再生可能エネルギー関連事業が赤字となったため、連結ベースでは前年比減収減益となり、黒字幅が減少しました。

当社は、引き続き事業展開の優先度、経営資源の適正な配分と各事業会社の設定目標の進捗管理の強化等を通じて、平成29年３月期以降も、継続してこの課題を十分に認識し、対処してまいる所存です。

(2) 持株会社体制下での経営資源及びリスクの効果的な配分と管理

上記の目標達成のためには、当社グループの事業展開のスピードアップを図り、経営効率を上げていかなければなりません。平成24年10月１日付の組織再編により、新設持株会社の傘下にアセット・マネジメント事業と、ディーリング事業及び再生可能エネルギー関連事業を営む、２つの事業会社を中心とする子会社を擁する組織といたしました。これにより、各事業の管理業務は新設持株会社である当社に集約され、当社グループ全体の管理業務の効率化及び管理コストの削減を図ると共に、各事業におけるファイア・ウォール（業務隔壁）の更なる徹底と各々の事業会社の迅速な意思決定を可能とする体制を構築しました。また、その後、平成27年11月に電力小売市場において電力小売事業を行う企業様をサポートするシステム及びサービスの提供に取組むアストマックス・エナジー・サービス株式会社設立いたしました。引き続き、当社グループは、経営資源の効率的な配分及びリスクの効果的な管理に取り組んでいく所存です。

(3) アセット・マネジメント事業の収益の増大

アストマックス投信投資顧問株式会社は平成25年３月期の投資運用会社２社の買収を経て、事業規模拡大を図ってまいりました。組織再編後３年を経過し、投資家の皆様の様々なニーズにお応えできる運用業務・管理業務遂行体制固めもほぼ完了することができ、運用資産残高は平成27年３月末の2,474億円から平成28年３月末は3,027億円へと大幅に増加しました。今後も、運用商品ラインアップの多角化及び営業ラインの更なる強化に取り組んでまいる所存です。

投資家の皆様からの信頼を勝ち得るためのブランド力の強化、商品の多様化、効率的な営業力の拡充、運用のより一層の内製化、海外運用会社との協業及び、オルタナティブ資産運用と伝統的資産運用のアセットミックス（最適ポートフォリオ）の提供、並びにリテール事業強化について、引き続きスピード感をもって進めていく所存です。

(4) ディーリング事業の一層の強化

ディーリング事業においては、新規取引対象の調査・分析、取引インフラの整備等を進め、収益源の多様化と収益力の拡大を目指しております。またディーリング事業全体のポートフォリオ分析を深化させ、より効率的に資金を運用し、個々のディーラーがその能力を十分に発揮できる体制を維持してまいります。他方、リスク管理の面では、管理手法の高度化と管理体制の効率化を両立させ、更に低コストで十分な管理運営を行う体制構築を推進してまいります。

(5) 再生可能エネルギー関連事業における事業基盤の拡充

再生可能エネルギー関連事業においては、再生可能エネルギー関連事業の発掘、開発、アレンジメント及び投資への取組み並びに農業生産法人への出資を行っております。当事業は平成27年３月期から再生可能エネルギー関連事業セグメントとして当社グループの中核的事業の一つとして位置付けております。当社グループとしては、「発電事業に投資し自ら発電事業を営むとともに一部をファンド化する等の展開により投資資金の早期回収を行い再投資する。」というビジネス展開を継続してまいる方針です。太陽光発電事業のみならず、地熱等の再生可能エネルギーへの展開や、新電力（PPS）をサポートする業務等の推進に引き続き注力しております。これらの取組みを通じて中長期的に安定した事業セグメント収益の実現に繋げていきたいと考えております。平成29年３月期以降には、当社グループが自ら直接間接に売電収益を得られる再生可能エネルギーの発電事業の大幅拡大を見込んでおり、再生可能エネルギー関連事業については、運営経費の削減と合わせて、売電収益のみでの同事業黒字化を早期に実現したいと考えております。

(6) コンプライアンスの徹底

上場企業としてグループ内に顧客資産の運用に携わる事業会社を擁する当社グループは、極めて公共性の高いビジネスの担い手であると強く認識しております。よって役職員一人一人に高いモラルが求められており、当社グループの全役職員に対して社内規程で法令等の遵守を求めると共に、誓約書を提出させております。コンプライアンスについては、継続的な啓蒙活動とチェックが必要であり、引き続きその徹底を図っていく所存です。

(7) 情報管理の徹底

当社グループでは、各事業会社で、商品先物市場及び金融商品市場等において、アセット・マネジメント事業とディーリング事業を行っております。両事業は以前よりオフィスを物理的に隔離し、ICカードキーにより入室者を限定する等、相互に立ち入りができないオフィス管理体制を取っておりましたが、より両事業における情報遮断等を徹底すべく、平成24年10月にはそれぞれの事業を別会社化いたしました。また、両事業の取引データを含む業務上の全てのデータにはアクセス権を設定し厳格なファイア・ウォール体制を築いております。上記コンプライアンスの徹底同様、このファイア・ウォール体制についても役職員の高い意識が重要であるとの認識のもと、今後も継続して役職員の啓蒙、意識の醸成に努めてまいります。

（注） ファイア・ウォールとは、元来は、米国における銀行業務と証券業務を分離するための業務隔壁を指します。また、証券会社の引受部門やM&A部門と、株式部門のディーラーや営業部門との間における未公開情報の交換を防ぎ、インサイダー取引等を未然防止するための隔壁は「チャイニーズ・ウォール」とも呼ばれています。

5. 財産及び損益の状況の推移

	第１期 平成25年３月期	第２期 平成26年３月期	第３期 平成27年３月期	第４期 (当連結会計年度) 平成28年３月期
営業収益(千円)	1,925,911	2,619,375	4,401,212	3,035,848
経常利益(千円) (△損失)	6,672	△86,697	554,647	160,574
親会社株主に帰属する当期純利益(千円) (△純損失)	△4,944	△115,708	512,162	159,134
発行済株式総数(期末時点)(株)	13,098,700	13,111,000	13,129,400	13,160,300
１株当たり当期純利益(円) (△純損失)	△0.39	△8.83	39.06	12.09
総資産(千円)	5,086,336	4,917,523	6,498,818	9,203,170
純資産(千円)	4,053,534	3,936,036	4,450,293	4,459,796

（注）１株当たり当期純利益（△純損失）は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
アストマックス投信投資顧問株式会社	95,000千円	99.6%	投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業、商品投資顧問業
アストマックス・トレーディング株式会社	1,000,000千円	100%	ディーリング事業 再生可能エネルギー関連事業
アストマックス・エナジー株式会社	40,000千円	100% (100%)	有価証券等を含む金融商品の運用及び商品先物取引等の投資事業
アストマックス・エナジー・サービス株式会社	99,000千円	100% (100%)	再生可能エネルギー関連事業
ASTMAX INVESTMENT LTD.	70,000千円	99.6% (99.6%)	ファンドへの投資、並びにファンド等の管理等

(注) 出資比率の()は、間接所有割合を記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会　社　名	住　　所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
アストマックス・トレーディング株式会社	東京都品川区東五反田２―10―２　東五反田スクエア５階	2,249,838千円	5,203,364千円

7. 主要な事業内容

事業部門	事業内容
アセット・マネジメント事業	国内外の金融市場及び商品先物先物市場を中心とした顧客資産の運用業務に加え、ヘッジファンド、プライベートエクイティファンド等に投資を行うファンド・オブ・ファンズ業務、ベンチャー企業等に投資するベンチャーキャピタルファンドの運用業務を行い、国内機関投資家、国内個人投資家、国内年金基金及び海外投資家等の資産運用を行っております。
ディーリング事業	国内商品先物市場を中心に、海外先物取引所、OTC市場（取引所を介さない相対取引の市場）等を利用した自己勘定による運用業務を行う事業を、ASTRA社及びAES社を通じて行っております。
再生可能エネルギー関連事業	再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業を、ASTRA社及びAES社を通じて行っております。

8. 主要な営業所

(1) 当　社

本　社　東京都品川区東五反田二丁目10番２号

(2) 子会社

アストマックス投信投資顧問株式会社	東京都品川区
アストマックス・トレーディング株式会社	東京都品川区
アストマックス・エナジー株式会社	東京都品川区
アストマックス・エナジー・サービス株式会社	東京都品川区
ASTMAX INVESTMENT LTD.	Grand Cayman, Cayman Islands

9. 従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
77 名	9 名増	41.99 歳	7.34 年

10. 主要な借入先

借入先	借入残高
ＪＡ三井リース株式会社	2,701百万円
株式会社みずほ銀行	508百万円
株式会社りそな銀行	309百万円
株式会社栃木銀行	292百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の株式に関する事項

1.　発行可能株式総数　　36,000,000株

2.　発行済株式の総数　　13,160,300株

3.　当期末株主数　　2,535名

4.　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社大和証券グループ本社	2,260,100株	17.17%
マネックスグループ株式会社	1,970,000株	14.97%
有限会社啓尚企画	1,172,000株	8.91%
牛嶋英揚	638,000株	4.85%
白木信一郎	370,000株	2.81%
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	360,200株	2.74%
MSCO CUTOMER SECURITIES	320,800株	2.44%
小幡健太郎	312,000株	2.37%
山本純也	300,800株	2.29%
稲垣博之	240,000株	1.82%

5.　その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が30,900株、資本金が5,253千円、資本準備金が5,253千円増加しております。

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

1.　当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の発行状況

該当事項はありません。

2.　当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3.　その他新株予約権等に関する重要な事項

平成27年５月19日に当社第２回新株予約権の行使期間が満了となりました。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1.　取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	牛　嶋　英　揚	アストマックス・トレーディング株式会社　代表取締役社長 アストマックス・エナジー株式会社　代表取締役社長 アストマックス・エナジー・サービス株式会社　代表取締役社長 くまもとんソーラープロジェクト株式会社　代表取締役社長
代表取締役社長	本　多　弘　明	アストマックス投信投資顧問株式会社　代表取締役社長
常務取締役	小　幡　健太郎	管掌役員（経営企画室、経理室、人事室、総務室、情報システム室 担当） アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社　代表取締役社長
取　締　役	木　曽　慎　二	株式会社大和証券グループ本社　経営企画部次長 大和証券株式会社　経営企画部次長 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社　監査役 株式会社マネーパートナーズグループ　社外取締役 株式会社IDIインフラストラクチャーズ　監査役
常勤監査役	繁　畑　友　章	アストマックス・トレーディング株式会社　監査役 アストマックス投信投資顧問株式会社　社外監査役
監　査　役	小　坂　義　人	信越化学工業株式会社　社外監査役 飛悠税理士法人　社員 スター・マイカ株式会社　取締役（監査等委員） きさらぎ監査法人　顧問
監　査　役	山　口　洋　興	―
監　査　役	石　川　昌　弘	―

（注）1. 取締役 木曽慎二氏は社外取締役であります。
2. 監査役 小坂義人、山口洋興の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役 小坂義人、山口洋興の両氏は株式会社東京証券取引所JASDAQ市場が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役 小坂義人氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2.　責任限定契約の内容の概要

取締役木曽慎二氏は当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

監査役繁畑友章氏、小坂義人氏、山口洋興氏及び石川昌弘氏は当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金200万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役	3 名	50 百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	4 名 （2 名）	9 百万円 （ 3 百万円）
合計	7 名	60 百万円

（注）　平成25年６月26日開催の第１期定時株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額200百万円、監査役の報酬限度額は年額40百万円であります。

4. 社外役員等に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役 木曽慎二氏は、株式会社大和証券グループ本社の経営企画部次長、大和証券株式会社の経営企画部次長、大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の監査役、株式会社マネーパートナーズグループの社外取締役、株式会社IDIインフラストラクチャーズの監査役（非常勤）を兼職しております。木曽氏が経営企画部次長を兼職している株式会社大和証券グループ本社は、当社の発行済株式総数の約17.17%を保有する大株主であります。木曽氏が兼職している大和証券株式会社、大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社、株式会社マネーパートナーズグループ及び株式会社IDIインフラストラクチャーズと当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役 小坂義人氏は、信越化学工業株式会社の社外監査役、飛悠税理士法人の社員、スター・マイカ株式会社の取締役（監査等委員）及びきさらぎ監査法人の顧問であります。各法人等と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	木　曽　慎　二	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席し、複数社の経営企画部を兼任しているとともに、税理士有資格者であることから、当社固有の問題点のみならず、幅広い専門的見地をもとに、経営から独立した客観的・中立的な立場から取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	小　坂　義　人	当事業年度開催の取締役会には、15回中14回出席し、主として公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	山　口　洋　興	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席し、主として他社で常勤監査役及び社外監査役を務められた経験を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（注）　書面決議による取締役会の回数は除いております。

Ⅴ　会計監査人の状況

1.　会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

2.　会計監査人としての報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11　百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24　百万円

（注）1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3.　非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4.　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合のほか、当社監査役会が当該会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止、契約違反等、当社の監査業務に重大な事態が生じた場合には、監査役会は取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

Ⅵ　会社の体制及び方針

＜業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要＞

当社は、平成24年10月１日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成25年４月24日、平成27年４月22日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

当事業年度末現在の基本方針の内容は以下のとおりであります。

1.　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させております。

(2) 「コンプライアンス規程」を制定し、取締役による法令等の違反行為を禁止事項と規定しております。併せて、これに違反した取締役に対する制裁規定を明文化しております。

(3) 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

2.　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制は、別途定める「文書保存・取扱規程」及び「稟議規程」に従って管理を行い、取締役及び監査役は常時閲覧可能な体制をとっております。保存期間は株主総会議事録、取締役会議事録及び監査役会議事録並びに重要な契約等を永久保存とし、重要な会議議事録及び重要な案件の稟議書等は10年としております。

3.　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危険の管理に関する規程は、当社においては「リスク管理規程」であります。

(2) 当社の認識するリスクとは、業務に不測の損失を生ぜしめ、当社の資本を毀損する可能性を有する要因であり、運用リスク、事務リスク、システムリスク、不公正取引リスク及びその他のリスクに分類しております。

(3) 業務から生じるリスクを取締役会が承認する範囲内に留めるとともに、リスクを個別及び総体として適切に把握・管理する体制を整備し、管理していくことをリスク管理の基本的な考え方としております。

(4) 運用リスクについては、「自己資産運用管理規程」にて運用リスク管理方法とその体制を定め、「自己資産運用のリスク管理に関する細則」にて総枠及びその具体的管理方法を定め、その内容につき取締役会の承認を得ることとしております。
(5) 事務リスクについては、「事務規程」を定めてその遵守を徹底しております。
(6) システムリスクについては、情報システム室が、ネットワークの監視、遠隔地でのバックアップ体制の構築推進などを実施しております。さらに情報セキュリティ管理体制を推進するために、独立した常設機関として、情報セキュリティ委員会を設置しております。
(7) 不公正取引リスクについては、「自己資産運用管理規程」等の関連規程を制定すると共に、当該取引を管理する独立した部署を設置しシステム等の利用を含め法令等の遵守体制を構築しております。
(8) その他のリスクについては、危機発生を想定し、投資家保護、役職員の安全、自己資産保全、データ保護等に関する「コンティンジェンシープラン」を制定しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例取締役会を毎月１回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
(2) 取締役会を補強する会議として経営会議（経営・業務執行方針の審議・決定、重要案件・事項の審議・決定等)を月２回程度、戦略会議（予算案及びその見直し案の策定のための討議及び社長への具申）を年２回、開催しております。
(3) 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、総務室を主管部署として、法令等からの逸脱行為の発生を未然に防止し、問題が発生した場合には、直ちに是正できる社内体制を構築しております。

(2) 各部室にコンプライアンス担当者を配置し、同担当者は各部室における法令等の遵守状況のチェックを行っております。一方、総務室は同担当者に対し指導・教育を行い、チェック項目の有効性の検証を実施しております。また、総務室はそれらの状況をチーフ・コンプライアンス・オフィサー、社長及び監査役に報告し、社長または監査役が問題点があると判断した場合は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーに改善を命ずることとなります。

(3) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、従業員が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させております。

(4) 「コンプライアンス規程」にコンプライアンス・ホットライン制度を規定し、従業員はその上司に相談することなく、コンプライアンス上問題があると判断した事柄を直接内部監査室長または外部第三者窓口に報告できるシステムを設けております。

(5) 「第三者窓口への内部通報に関する規程」を制定し、違法、不正、不当な行為を社外の第三者（中立的な弁護士）に通報することができる制度としております。

(6) 「コンプライアンス規程」に違反した従業員に対して制裁規定を設けております。

6. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

a ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

(1)「関係会社管理規程」を制定し、経営企画室長を関係会社の管理責任者として規定しており、当社社長は管理責任者を通じて、関係会社の決議事項及び業務の執行状況等の報告を受けることとしております。

(2)「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会は管理責任者を通じて、要打合せ事項として設定している関係会社の重要な経営判断について、事前に打合せを受けることとしております。

b ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要な子会社は、リスク管理に係る規程を定めて自らリスク管理を行っており、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告しております。

ｃ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な子会社において、決裁に関する規程を定めて自らの業務を効率的に遂行し、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告しております。

ｄ）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 内部監査では、当社だけでなく連結子会社も監査対象にしており、業務・会計両監査面において、その業務の適正性が十分把握されております。

(2) 監査役会として、当社に加え、関係会社の監査を行い、業務や会計の適正性などをチェックしております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織を経理室としております。

8. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、経理室長等の指揮命令を受けないこととしております。

9. 当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

実効性を確保するために、取締役及び経理室長は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員の業務が円滑に行えるように協力することとしております。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

「監査役監査基準」により、監査役は、内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役または従業員から定期的に求めることとなっております。また、同基準により監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び従業員等から情報を受領することができるとされており、報告に関する体制は確立されております。

11. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(1) 「監査役監査基準」により、監査役は、取締役及び使用人等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧することとしております。

(2) 「監査役監査基準」により、監査役は、その職務の執行にあたり、親会社及び子会社等の監査役、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図ることとしております。

(3) 「監査役監査基準」により、監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査することとしております。

(4) 「関係会社管理規程」に規定する管理責任者から、監査役は、定期的に報告を受けております。

12. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「監査役監査基準」に基づき、内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン制度）が有効に機能しているかを監視し検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努めており、コンプライアンス・ホットライン制度には報告者が不利益な取扱いを受けないような規定が整備されております。

また、内部通報システムを利用しない報告等については、仮に監査役その他内部通報システムにおける被報告者以外の者が報告を受けた場合でも、情報提供者が特定されないような方策を講じるなど、情報提供者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。

13. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

「監査役監査基準」に監査費用に関する規定を設けており、費用について会社に償還を請求できることとしております。

14. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」を定め、その中で監査役会は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の実施における環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるとしており、監査役会の構成員たる監査役は当然に参加し、経営トップ層との直接コンタクトにより監査の実効性を確保しております。

15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「反社会的勢力に対する基本方針」を定めて、反社会的勢力による不当要求に対して毅然とした態度で対応し、取引関係を含めた一切の関係を遮断することとしております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
対応統括部署を総務室、責任者を総務室長とし、反社会的勢力による不当要求に対応することとしております。

② 外部の専門機関との連携状況
警察署及び顧問弁護士と連携し、反社会的勢力による不当要求に備えております。

③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
不当要求防止責任者による講習会の受講及び役職員へのフィードバックを実施しております。

④ 対応マニュアルの整備状況
「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力との対決について定めております。

⑤ 研修活動の実施状況
「コンプライアンス・マニュアル」及び「反社会的勢力に対する基本方針」の更なる周知徹底を、社内研修会等を通じて促進しております。

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。なお、基本方針と運用状況の概要を分けて管理することを目的として、平成28年３月23日開催の取締役会決議により、平成28年４月１日付で基本方針の見直しを行っております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制について

「コンプライアンス・マニュアル」の遵守につき、当社の役員及び使用人の全員から誓約書を提出させております。

内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン制度」を規定し、コンプライアンス上問題のある行為等について、直接内部監査室長または外部の第三者窓口に報告できる制度を設けております。

その他に、毎期初に定めている「コンプライアンス・プログラム」に基づいて、今期は内部通報制度に関する社内セミナーを開催し、制度に関する理解の浸透を図りました。

2. リスク管理体制について

リスク管理規程に基づき、業務に不測の損失を生ぜしめ、当社の資本を毀損する可能性を有する要因に対する管理方針と体制を整備しております。

3. 取締役の職務の執行について

定例取締役会を毎月１回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

取締役会を補強する会議として経営会議を月２回程度、グループ戦略会議を年２回、開催しております。

4. 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

また、「監査役監査基準」に基づく監査役への報告体制の整備、「監査役会規程」に基づく代表取締役との定期的な会合等を通じて、監査役の監査の実効性を確保しております。

5. グループ会社管理体制について

「関係会社管理規程」に基づき、当社は関係会社の決議事項及び業務の執行状況等の報告並びに必要に応じた報告を受け、要打合せ事項として設定している関係会社の重要な経営判断について事前に打合せを受けております。

内部監査では、当社だけでなく連結子会社も監査対象にしており、業務・会計両監査面において、その業務の適正性を把握しております。

また、監査役会として、当社に加え、関係会社の監査を行い、業務や会計の適正性などをチェックしております。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ還元することが、企業として最も重要な課題であると考えております。以前より、当社の剰余金の配当は親会社株主に帰属する当期純利益の30％を目処に、期末配当を年１回行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の経営環境等を考慮し、利益剰余金を原資として、１株当たり４円の期末配当を実施いたします。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

（本事業報告中の記載数字は、金額は単位未満切り捨て、比率その他は四捨五入しております。）

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**【4,153,133】**	**【流動負債】**	**【1,158,605】**
現金及び預金	2,056,531	営業未払金	150,961
営業未収入金	333,155	短期借入金	257,524
仕掛品	648	１年内返済予定の長期借入金	288,099
差入保証金	950,706	未払金	87,392
繰延税金資産	69,848	未払費用	31,282
その他	742,243	賞与引当金	50,241
【固定資産】	**【5,038,908】**	インセンティブ給引当金	20,195
（有形固定資産）	**(4,199,627)**	その他	272,908
建物及び構築物	110,387	**【固定負債】**	**【3,584,768】**
機械及び装置	1,261,488	長期借入金	3,399,175
車両運搬具	603	その他	185,592
器具及び備品	14,588		
土地	306,971		
リース資産	480		
建設仮勘定	2,505,107		
（無形固定資産）	**(328,414)**		
のれん	248,595		
その他	79,819	**負債合計**	**4,743,373**
（投資その他の資産）	**(510,866)**	純資産の部	
投資有価証券	319,027	**【株主資本】**	**【4,453,561】**
関係会社株式	7,040	資本金	2,013,545
出資金	63,811	資本剰余金	1,966,047
長期差入保証金	120,846	利益剰余金	473,987
長期未収入金	700	自己株式	△19
貸倒引当金	△560	**【その他の包括利益累計額】**	**【2,709】**
【繰延資産】	**【11,128】**	その他有価証券評価差額金	2,709
創立費	5,159	**【非支配株主持分】**	**【3,525】**
開業費	5,969	**純資産合計**	**4,459,796**
資産合計	**9,203,170**	**負債純資産合計**	**9,203,170**

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**3,035,848**
アセット・マネジメント事業収益	1,660,290	
ディーリング事業収益	912,119	
再生可能エネルギー関連事業収益	457,458	
その他の営業収益	5,979	
営業費用		**2,747,564**
営業利益		**288,283**
営業外収益		**6,672**
受取利息	178	
業務受託料	2,222	
貸倒引当金戻入額	1,487	
投資有価証券償還益	1,335	
その他	1,448	
営業外費用		**134,381**
支払利息	79,334	
資金調達費用	49,250	
創立費償却	2,882	
為替差損	576	
その他	2,337	
経常利益		**160,574**
特別利益		**2,128**
新株予約権戻入益	2,128	
特別損失		**748**
固定資産除却損	748	
税金等調整前当期純利益		**161,953**
法人税、住民税及び事業税	3,267	
法人税等調整額	△2,193	**1,073**
当期純利益		**160,880**
非支配株主に帰属する当期純利益		**1,745**
親会社株主に帰属する当期純利益		**159,134**

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**【1,465,472】**	**【流動負債】**	**【610,991】**
現金及び預金	311,388	短期借入金	211,924
前払費用	6,244	１年内返済予定の長期借入金	157,000
未収還付法人税等	37,219	リース債務	569
関係会社短期貸付金	1,100,000	未払金	10,844
関係会社未収入金	9,534	未払費用	4,900
関係会社未収収益	931	未払法人税等	2,502
その他	154	預り金	4,013
【固定資産】	**【3,733,691】**	賞与引当金	11,285
（有形固定資産）	**(20,579)**	関係会社短期借入金	55,000
建物	12,381	関係会社未払金	1,761
器具及び備品	7,717	関係会社未払費用	14
リース資産	480	関係会社預り金	150,496
（無形固定資産）	**(1,100)**	その他	678
ソフトウェア	1,100	**【固定負債】**	**【334,309】**
(投資その他の資産)	**(3,712,011)**	長期借入金	314,000
投資有価証券	130,500	その他	20,309
関係会社株式	3,133,615	**負債合計**	**945,300**
出資金	600	純資産の部	
長期差入保証金	76,295	**【株主資本】**	**【4,258,063】**
関係会社長期貸付金	371,000	**資本金**	**2,013,545**
【繰延資産】	**【4,200】**	**資本剰余金**	**1,966,047**
創立費	4,200	資本準備金	1,013,545
		その他資本剰余金	952,501
		利益剰余金	**278,489**
		その他利益剰余金	278,489
		繰越利益剰余金	278,489
		自己株式	**△19**
		純資産合計	**4,258,063**
資産合計	**5,203,364**	**負債純資産合計**	**5,203,364**

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営業収益		320,590
業務受託収入	320,590	
営業費用		315,400
営業利益		5,190
営業外収益		190,257
受取利息	6,791	
受取配当金	182,266	
雑収入	1,199	
営業外費用		12,990
支払利息	7,954	
創立費償却	2,799	
損失補填金	2,012	
その他	223	
経常利益		182,457
特別利益		2,128
新株予約権戻入益	2,128	
特別損失		1
固定資産除却損	1	
税引前当期純利益		184,584
法人税、住民税及び事業税	3,081	3,081
当期純利益		181,503

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

アストマックス株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　崎　雅　則　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アストマックス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

アストマックス株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　崎　雅　則　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アストマックス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月25日

アストマックス株式会社　監査役会

常勤監査役　繁　畑　友　章　㊞

監　査　役　小　坂　義　人　㊞

監　査　役　山　口　洋　興　㊞

監　査　役　石　川　昌　弘　㊞

（注）監査役小坂義人及び監査役山口洋興は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって現任の取締役４名全員が任期満了となりますので、経営監督機能の強化を図るため社外取締役１名を増員することとし、取締役５名（重任４名、新任１名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	うしじま　ひであき 牛　嶋　英　揚 （昭和30年７月３日生）	昭和53年４月 住友商事株式会社入社 平成４年５月 同社　非鉄金属部部長付　銅マーケティング課長 平成５年４月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）入社　常務取締役 平成６年11月 同社　代表取締役常務 平成10年５月 同社　代表取締役専務 平成13年５月 同社　代表取締役社長 ASTMAX INVESTMENT LTD. Managing Director 平成19年３月 アストマックス・キャピタル株式会社　代表取締役 平成19年６月 アストマックス・フューチャーズ株式会社　代表取締役社長 平成22年７月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　代表取締役会長 平成24年10月 当社　代表取締役会長（現任） アストマックス・トレーディング株式会社　代表取締役社長（現任） 平成25年９月 アストマックス・エナジー株式会社　代表取締役社長（現任） 平成27年６月 くまもとんソーラープロジェクト株式会社　代表取締役社長（現任） 平成27年11月 アストマックス・エナジー・サービス株式会社　代表取締役社長（現任）	638,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ほんだ　ひろあき 本　多　弘　明 （昭和31年10月４日生）	昭和54年４月 住友商事株式会社入社　財務部、英国駐在、為替資金部 平成９年４月 同社　プロジェクトファイナンス部部長代理 平成13年５月 ウエストドィッチェ・ランデスバンク東京支店（現ウェストエルビー・アーゲー東京支店）エグゼクティブディレクター 平成15年２月 アストマックス・アセット・マネジメント株式会社　代表取締役社長 平成18年６月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　常務取締役 平成19年６月 同社　専務取締役 平成19年９月 ASTMAX INVESTMENT LTD. Managing Director 平成20年６月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　代表取締役専務 平成22年７月 同社　代表取締役社長 平成24年８月 マネックス･オルタナティブ･インベストメンツ株式会社　社外取締役 平成24年10月 当社　代表取締役社長（現任） アストマックス投資顧問株式会社（マネックス･オルタナティブ･インベストメンツ株式会社から商号変更）　代表取締役社長 平成24年12月 ＩＴＣインベストメント・パートナーズ株式会社（現アストマックス投信投資顧問株式会社）　社外取締役 平成25年４月 アストマックス投信投資顧問株式会社代表取締役社長（現任）	125,000株
3	おばた　けんたろう 小　幡　健太郎 （昭和41年９月16日生）	平成２年４月 エース交易株式会社入社 平成４年10月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）へ出向 平成10年１月 同社へ転籍 運用部長 平成11年５月 同社　取締役 平成14年５月 同社　常務取締役 平成24年10月 当社　常務取締役　管掌役員（経営企画室、経理室、人事室、総務室、情報システム室 担当）（現任） 平成27年12月 アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社　代表取締役社長（現任）	312,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	きそ　しんじ 木　曽　慎　二 (昭和53年11月29日生)	平成13年４月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式会社）入社 平成13年10月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社（現大和ＰＩパートナーズ株式会社）へ出向 平成21年12月 株式会社大和証券グループ本社へ転籍 経営企画部 平成23年７月 大和証券株式会社　経営企画部 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（現大和証券株式会社）　経営企画部 平成25年６月 株式会社大和証券グループ本社　経営企画部次長（現任） 大和証券株式会社　経営企画部次長（現任） 当社　社外取締役（現任） 平成26年５月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社　監査役（現任） 平成27年６月 株式会社マネーパートナーズグループ社外取締役（現任） 平成28年１月 株式会社ＩＤＩインフラストラクチャーズ　監査役（現任）	0株
5	うえだ　まさき 上田　雅貴 (昭和38年６月３日生)	昭和62年４月 大和證券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）　入社 平成11年９月 マネックス証券株式会社　入社 平成20年５月 同社　取締役 平成23年２月 同社　取締役常務執行役員（現任） 平成23年６月 マネックスグループ株式会社　取締役 平成25年６月 同社　執行役　チーフ・フィナンシャル・オフィサー 平成28年４月 同社　執行役　共同チーフ・フィナンシャル・オフィサー（現任）	0株

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木曽慎二氏及び上田雅貴氏は社外取締役候補者であります。
3. 木曽慎二氏につきましては、当社の主要株主の株式会社大和証券グループ本社において経営企画部次長を務められており、また税理士有資格者であることから、当社固有の問題点のみならず、幅広い専門的見地から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
4. 上田雅貴氏につきましては、当社の主要株主のマネックスグループ株式会社において執行役及び共同チーフ・フィナンシャル・オフィサーを務められ、またマネックス証券株式会社において取締役常務執行役員を務められており、当社取締役会において、持株会社体制のコーポレート・ガバナンスや金融商品取引業に係る経験及び知見に基づく適切な助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
5. 木曽慎二氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
6. 当社は、木曽慎二氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金３百万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、上田雅貴氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
7. 当社は、木曽慎二人氏及び上田雅貴氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第２号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって現任の監査役繁畑友章、小坂義人、山口洋興の各氏が任期満了となりますので、監査役３名（重任２名、新任１名）の選任をお願いするものであります。尚、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しげはた　ともあき 繁　畑　友　章 （昭和31年８月27日生）	昭和55年４月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 平成20年４月 同社　本店上席調査役　銀泉株式会社へ出向 平成20年８月 同社退社　銀泉株式会社で引き続き勤務 平成21年10月 銀泉株式会社退社 平成23年６月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）入社 顧問 同社　監査役（現任） 平成24年10月 当社　監査役（現任） アストマックス投資顧問株式会社　監査役 平成25年４月 アストマックス投信投資顧問株式会社 社外監査役（現任）	103,000株
2	こさか　よしひと 小　坂　義　人 （昭和30年７月13日生）	昭和62年１月 千葉・小坂会計事務所（現飛悠税理士法人）　代表 平成３年３月 アクタス監査法人（現太陽有限責任監査法人）　代表社員 平成15年６月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　社外監査役 平成18年２月 スター・マイカ株式会社　社外監査役 平成18年６月 信越化学工業株式会社　社外監査役（現任） 平成24年10月 当社　社外監査役（現任） 平成27年６月 飛悠税理士法人　社員（現任） 平成27年７月 きさらぎ監査法人　代表社員 平成28年２月 スター・マイカ株式会社　取締役（監査等委員）（現任） 平成28年２月 きさらぎ監査法人　顧問（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	つかこし　いちろう 塚　越　一　郎 （昭和33年７月26日生）	昭和58年４月 大和證券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）　入社 平成16年４月 大和証券株式会社　総合法人部付部長 平成17年６月 同社　投資銀行第七部長 平成18年４月 同社　東京投資銀行部長 平成18年７月 同社　営業本部付部長 平成19年７月 同社　投資銀行第一部長 平成21年４月 同社　事業法人部付部長 平成24年４月 同社　広域法人部担当部長 平成24年10月 同社　法人営業第一部担当部長　兼　コンプライアンス部付担当部長 平成26年６月 同社　法人営業第一部参事　兼　コンプライアンス部付参事（現任）	0株

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小坂義人氏及び塚越一郎氏は社外監査役候補者であります。
3. 小坂義人氏につきましては、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見等からの視点に基づくチェック等を期待し、社外監査役として選任するものであります。また、当該候補者が監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって３年８ヶ月であります。
4. 塚越一郎氏につきましては、同氏が大和証券株式会社にてコンプライアンス部付参事等を務められ、コンプライアンスに関する見識及び経験に基づく監督機能を期待し、社外監査役として選任するものであります。
5. 当社は、繁畑友章氏及び小坂義人氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金２百万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、塚越一郎氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
6. 当社は、小坂義人氏及び塚越一郎氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー７階　コンファレンスセンター
ROOM4+5



〔会場への交通機関〕

■地下鉄

南北線「六本木一丁目」駅直結

日比谷線「神谷町」駅（出口２）徒歩６分